

# 東京都家庭等に対するLPガス価格高騰緊急対策事業実施要綱

(制定) 令和5年6月22日付5環改保第247号

## 第1 要綱の目的

この要綱は、東京都内（以下「都内」という。）におけるLPガスの小売価格の上昇等を踏まえ、都内のLPガス利用者の負担を軽減するため、LPガス使用料金の値引き支援を実施した販売事業者に対し、予算の範囲内において、東京都（以下「都」という。）が家庭等に対するLPガス価格高騰緊急対策事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するために必要な基本的事項を定めることを目的とする。

## 第2 定義

この要綱における用語の定義は、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号。以下「法」という。）において使用する用語の例によるほか、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 液化石油ガス販売事業者 法第3条第1項の登録を受けている者
- 二 都内一般消費者等 液化石油ガス販売事業者からLPガスの供給を受ける家庭及び事業所であって、その住所又は所在地が都内にある者

## 第3 補助対象事業者

補助金の交付対象となる者（以下「補助対象事業者」という。）は、液化石油ガス販売事業者であって、第4の支援を実施する者とする。ただし、次の各号に掲げる要件に該当する者を除く。

- 一 国又は地方公共団体が出資する法人若しくは団体
- 二 暴力団（東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号。以下「暴排条例」という。）第2条第2号に規定するものをいう。以下同じ。）
- 三 暴力団員等（暴排条例第2条第3号に規定する暴力団員及び同条第4号に規定する暴力団関係者をいう。以下同じ。）
- 四 法人の代表者、役員又は使用人その他の従業者若しくは構成員に暴力団員等に該当する者がある者
- 五 法令に基づく必要な許可の取得又は、届出がなされていない者
- 六 税金の滞納がある者、刑事上の処分を受けた者、都から補助金等停止措置又は指名停止措置が講じられた者、その他の公的資金の交付先として社会通念上適切であると認められない者

## 第4 支援の実施方法

- 1 値引き支援の対象となる者（以下「支援対象者」という。）は、令和5年4月1日から同年9月30日までの期間（以下「支援対象期間」という。）にLPガスを利用した都内一般消費者等とする。ただし、令和5年6月末日までに利用を終了した都内一般消費者等を除く。
- 2 上記1の支援対象者に対する値引き支援の総額は、当該支援対象者が支援対象期間においてLPガスを利用した月数に500円を乗じて得た額を超えてはならない。
- 3 値引き支援は、令和5年7月から同年9月までの各月において、液化石油ガス販売事業者が都内一般消費者等に請求するLPガス使用料金から減額する方法により実施する。  
 なお、各月のLPガス使用料金とは、翌月に実施する検針分により請求するものをいう。
- 4 前項の規定に関わらず、支援対象者が令和5年7月1日から同年9月30日までの期間にLPガスの利用を終了した場合の値引き支援は、利用を終了した日の属する月又は翌月の検針分により請求する使用料金から減額する方法により実施する。

#### 第5 補助対象経費及び補助金の交付額

- 1 第4の支援の実施に当たり要した経費のうち補助金の交付対象となる経費（消費税及び地方消費税を除く。）（以下「補助対象経費」という。）及び補助金の交付額は、次表に掲げるとおりとする。

補助対象経費		補助内容及び交付額
支援の経費		減額の前資を補填する。 交付額：1都内一般消費者当たり $500 \text{円} \times \text{支援を実施した相当月数}$
支援実施のための事務経費	システム改修等経費	システムの改修に要した費用及びサポート費用を支援する。 交付額：16万円（上限）
	申請書類作成等手数料	申請書類の作成等に要する事務経費を支援する。 交付額：3万円（定額）
	減額対応手数料	確認作業等の事務経費を支援する。 交付額： ・全ての支援が完了した時点における、支援を実施した都内一般消費者等の総数（以下「世帯数」という。）149以下の場合 3万円（定額） ・世帯数150以上の場合 1世帯当たり200円（上限280万円）

- 2 支援の経費における支援を行った相当月数とは、500円を単位として、都内一般消費者等のLPガス使用料金を減額した単位数をいい、助成額は、支援対象期間を通じて1都内一般消費者当たり3,000円を上限とする。

#### 第6 本事業の実施体制

都は、一般社団法人東京都L P ガス協会と連携し、本事業を効率的かつ効果的に実施する。

#### 第7 予算措置

都は、都の予算の範囲内で補助金の交付を決定するものとする。

#### 第8 本事業の実施期間

本事業の実施期間は、令和5年度とする。

#### 第9 その他

この要綱に定めるもののほか、本事業の実施について必要な事項は、別に定める。

附 則（令和5年6月22日付5環改保第247号）

この要綱は、令和5年7月1日から施行する。